

○三条市木造住宅耐震診断費補助金交付要綱

平成19年4月17日

告示第93号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震に対して倒壊等の危険性の高い木造住宅の耐震性の向上を図り、地震に強いまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断を受ける者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関して三条市補助金等交付規則（平成17年三条市規則第41号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 診断士 新潟県、新潟県耐震改修促進協議会、一般社団法人新潟県建築士事務所協会、一般社団法人日本建築防災協会若しくは公益社団法人新潟県建築士会による木造住宅の耐震診断と補強方法に係る講習会を受講し、その修了証の交付を受けた者又はそれに準ずる資格等を有する者をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添第1建築物の耐震診断の指針に基づき同指針の一部と同等以上の効力を有する方法として国土交通大臣が認めた一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法により、診断士が行う診断をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、市内に所在する住宅で次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 昭和56年5月31日以前に建築され、又は工事に着手した木造住宅であること。
- (2) 住宅の所有者が自ら居住していること。
- (3) 一戸建て住宅（店舗、事務所等の住宅以外の用途を兼ねる住宅にあつては、延べ面積の2分の1以上が住宅の用に供されているものに限る。）であること。
- (4) 地上3階建て以下の住宅であること。
- (5) 建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）第3条の規定による改正前の建築基準法第38条の規定に基づく認定工法以外で建築された住宅であること。

2 前項の規定にかかわらず、過去にこの要綱又は他の補助制度により耐震診断に係る補

助金の交付を受けたことがある住宅は、対象住宅としないものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、対象住宅の耐震診断に要する費用とする。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費から1万円を差し引いて得た額とし、その上限を8万9,000円とする。この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、三条市木造住宅耐震診断費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震診断に係る見積書の写し
- (2) 対象住宅の登記事項証明書の写しその他の対象住宅であることを証する書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（決定通知）

第7条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに補助金を交付するかどうかを決定し、交付すべき場合にあっては三条市木造住宅耐震診断費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、交付しない場合にあっては三条市木造住宅耐震診断費補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知しなければならない

（耐震診断の変更）

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、申請した耐震診断の内容を変更しようとするときは、三条市木造住宅耐震診断費補助金補助事業変更申請書（様式第4号）により、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、三条市木造住宅耐震診断費補助金交付決定変更通知書（様式第5号）により補助事業者に通知するものとする。

（耐震診断の中止）

第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定後に補助事業を中止するときは、三条市木造住宅耐震診断費補助金補助事業中止届（様式第6号）を市長に提出しなければならない

い。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、耐震診断が完了したときは、三条市木造住宅耐震診断費補助金実績報告書（様式第7号）に、次の書類を添付して、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 領収書の写し

(2) 耐震診断書（診断士が耐震診断の結果をとりまとめた書類をいう。）の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の額を確定し、三条市木造住宅耐震診断費補助金確定通知書（様式第8号）により当該補助事業者に通知しなければならない。

(代理受領)

第12条 補助事業者は、耐震診断を実施した診断士（以下「耐震診断事業者」という。）

に、補助金の請求及び受領を委任することができる。

2 前項の規定により耐震診断事業者に補助金の請求及び受領を委任しようとする補助事業者は、第10条の規定による実績報告までに、三条市木造住宅耐震診断費補助金代理受領届出書（様式第9号）により、市長に届け出なければならない。

3 第1項の規定による委任を受けた耐震診断事業者（以下「代理受領者」という。）

は、補助事業者に対し補助対象経費に係る請求をするときは、当該委任を受けた補助金の額を差し引いて請求しなければならない。

4 代理受領者は、市長の定める日までに三条市木造住宅耐震診断費補助金代理受領請求書（様式第10号）を市長に提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。